

○国土交通省告示第八百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年七月六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道240号改築工事（本岐道路・北海道網走郡津別町字大昭地内から同町字本岐地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道網走郡津別町字大昭及び字本岐地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道網走郡津別町字大昭地内から同町字双葉地内までの延長2.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道240号改築工事（本岐道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道240号（以下「本路線」という。）は、釧路市を起点とし、北海道網走郡

津別町、同郡美幌町等を経て網走市に至る延長117.9kmの釧路支庁管内と網走支庁管内を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、沿道の日常生活や経済活動を支えるとともに、釧路港と網走支庁管内を結ぶ物流輸送経路として重要な役割を担っている。しかしながら、現道は、区間延長760m、最大法長120mの長大斜面下を通過しており、本斜面については昭和42年以来数次にわたり法面对策を行ってきたが、なお地形、地質、気温等の影響により、法面や土砂の崩壊、落石等による斜面変状が多く発生しており、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況である。

また、現道に接する斜面には、大規模な地すべり地形が存在し、現在滑動していることを示す地表面現象は見受けられないものの、地すべりが発生するおそれのある危険な状況となっている。

これらの状況を解消するため、起業者は、平成15年10月に学識経験者からなる本岐法面検討委員会を設け、過去の災害状況及び法面对策工の施工状況の検証や地形、地質等の解析等を行ったところ、本委員会から、幹線道路としての安全面等を考慮した場合、現道の存続は困難であるとの報告を受けた。このため、平成16年4月に現道区間を閉鎖し、現道と並行する道道及び町道を本路線に編入し、幹線道路としての役割を応急的に果たしている状況である。

本件事業の完成により、災害危険箇所を回避し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道地域の日常生活及び経済活動を支え、地域経済の発展にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年9月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は北海道教育委員会との協議により記録保存の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所の回避を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、既存道路活用案（以下「申請案」という。）のほか、現道活用案及びバイパス案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、バイパス案とともに現道の災害危険箇所を抜本的に回避することができるとともに、支障物件は3案中最も多くなるものの、既存道路を利用することから取得必要面積が最も少なくなること、施工的に最も優れること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、災害危険箇所が存在していることから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿道周辺の商工会議所の会頭からなる東北海道商工会議所連絡協議会等より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道網走郡津別町役場